

令和8年9月

公益財団法人 FBK 渡邊教育科学技術振興財団
令和9年度 奨学生（大学生、大学院生）募集要項

公益財団法人 FBK 渡邊教育科学技術振興財団
代表理事 松崎 友康

■公益財団法人 FBK 渡邊教育科学技術振興財団について

当財団は、太田市内の高校に在学する生徒並びに太田市出身の大学生及び大学院生のうち、学業優秀かつ品行方正で、将来社会のリーダーとなって活躍することが期待でき、かつ修学に当たって経済的支援を求める者に対し奨学金を給付し、社会有用の人材を育成することにより、群馬県及び我が国の社会・経済の発展に寄与することを目的として、令和5年10月に設立されました。

■当財団の奨学金の特長

奨学金の特長は次のとおりです。

- ① 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- ② 当財団の奨学金以外の奨学金を受けている方も応募可能です。

1. 奨学生となるための応募資格

次の（１）又は（２）において、それぞれに掲げる条件を満たす方は、奨学生の応募資格を有します。

（１）大学生

- ① 令和8年9月1日現在、太田市内にある高校に在籍し、令和9年3月に卒業見込みであること
- ② 令和9年4月に、国内の大学への進学を希望する者

（２）大学院生

- ① 令和8年9月1日現在、国内にある大学に在籍し、令和9年3月に大学を卒業して国内の大学院へ進学する見込みであること
- ② 太田市内にある高校を卒業した者であること

2. 奨学生に対する奨学金支給内容

奨学生に対する奨学金の支給内容は、次のとおりです。

(1) 大学生

支給金額	支給期間	支給人数	支給方法
年額 4 8 万円 (月額 4 万円)	大学入学時から 正規の最短修業年限 の終期まで	年間 6 名 程度	1 回 2 4 万円を、4 月及び 9 月 に、届け出のあった本人名義の 預金口座に直接振り込む。

(2) 大学院生

支給金額	支給期間	支給人数	支給方法
年額 7 2 万円 (月額 6 万円)	大学院入学時から正規 の最短修業年限の終期 まで（博士課程に進ん だ場合はそれも含む）	年間 3 名 程度	1 回 3 6 万円を、4 月及び 9 月 に、届け出のあった本人名義の 預金口座に直接振り込む。

3. 奨学生となるための応募手続き

応募手続きは、以下のとおりです。

	事 項	備 考
提出書類	(1) 奨学生願書	・当財団ホームページより応募書類をダウンロードしてください。
	(2) 写真	・無帽。上半身のみ。縦 4 cm、横 3 cm で裏面に記名のうえ、願書に貼付してください。
	(3) 前年の世帯の所得がわかる書類の写し	・給与所得のみの場合は源泉徴収票の写し、給与所得以外の所得がある方は、申告済確定申告書などの写しを添付してください。
	(4) 成績証明書	・次のいずれかのうち、当てはまるものを 1 通添付してください。 ＜大学生＞ ・在籍する高校が発行する直近の成績証明書 ＜大学院生＞ ・在籍する大学が発行する直近の成績証明書 (GPA が記載されたもの)

	(5) 推薦状（任意提出）	・在籍する学校の長からの推薦状がある場合は添付してください（所定の様式）。
	(6) 個人情報の取扱いに関する同意書	・当財団ホームページより同意書をダウンロードして、添付してください。
提出先	右記に定める方法により当財団事務局へ提出	・直接、当財団事務局へ郵送により提出してください。
提出期限	令和8年10月31日	・提出期限当日の消印有効

※ 提出された書類は返却不可となりますので、提出前にコピーをとっておく等
ご対応ください。

4. 奨学生の選考方法

当財団は、ご提出書類を厳正に選考審査し、学業、経済的状況及び人物について優秀である者を奨学生として採用致します。選考にあたっては、以下の事項を考慮致します。

	事 項	備 考
学業成績	学業成績証明書の内容	<大学生> ・原則5段階評価で平均3以上であること <大学院生> ・GPAが2.0以上であること ※成績証明書にGPAの記載が無い場合は、大学の直近の年度のGPAが記載されたものを提出する。
経済的状況	修学における経済的援助の必要性	・前年の世帯年収、家族構成等を参考にし、総合的に判断する。
人物	主に右記に関して願書に記載された内容から総合的に判断する	<テーマ> ・志望理由 ・過去の経験 ・将来の目標/夢、これから学びたいこと ・その他自由テーマ（例：特技、強み・弱み、趣味、記憶に残る思い出など） <字数> ・字数は上記それぞれのテーマについて、800字程度を上限に記載してください。

5. 奨学生の選考結果

選考結果は、財団事務局から応募者へ直接通知します（令和8年12月中旬ごろを予定）。また、選考過程についてはお答えできない旨ご了承ください。

6. 奨学生の義務

奨学生に選考された者は、「遵守事項」を遵守しなければなりません。奨学金の支給期間中に遵守すべき主な事項は、以下のとおりです。

	事由	遵守事項
提出義務	在籍する学校から学業成績表の交付を受けた場合	年度末に当該年度の学業成績表を受けましたら、速やかに当財団に成績表（写し）及び在籍証明書を提出してください。
報告義務	停学、退学処分、その他在籍する学校から処分を受けた場合、当財団への届出事項に変更があった場合	奨学生は、直ちに当財団にその旨を報告してください。
届出義務	住所変更、休学、長期（1か月以上）に亘る欠席、自主退学、転校、その他重大な意思決定を行う場合	奨学生は、事前に当財団にその旨を届出してください。

※奨学生は、当財団事務局から奨学生交流会への参加やアンケートへの協力等を求められた場合には、できる限りご協力ください。

7. 奨学金の停止又は終了

奨学生に次の事由が生じた場合、当財団は奨学金の支給を停止又は終了することができます。なお、④に該当する場合、再開の可否は当財団理事会で決定後、ご本人と在籍する大学の事務局に通知されます。また、⑤～⑨に該当することになった場合、当財団理事会の決定をもって奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

奨学金の停止又は終了事由	
①	在籍する学校の在籍関係を喪失した場合
②	水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合

③	病気、その他の理由により学業を継続する見込みのない場合
④	休学、または長期にわたって欠席した場合
⑤	重大な法令違反又は公序良俗違反があった場合
⑥	学業成績又は素行が著しく不良の場合
⑦	提出書類又は届出事項に故意又は重大な過失により虚偽の記載があった場合
⑧	学校に在籍していないにもかかわらず、奨学金を受け取った場合
⑨	その他、奨学生としてふさわしくないと理事会が認めた場合

8. その他

当財団の奨学金の給付は、給付終了後の奨学生の進路等を制限するものではありません。

9. お問い合わせ先

ご質問や確認事項がある場合は、以下の公益財団法人 FBK 渡邊教育科学技術振興財団事務局までご連絡くださいますようお願い致します。

公益財団法人 FBK 渡邊教育科学技術振興財団事務局

住 所：〒373-8501 群馬県太田市脇屋町997番地14

電 話：0276-31-2055

※お問い合わせに関してはホームページ上のメールフォームをご利用ください

以上